

(様式5)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準(申請に対する処分関係)

			資料番号	19	担当課	保健福祉課
法令名	愛媛県公の施設の設置及び管理に関する条例	根拠条項	3	許認可等の内容	衛生環境研究所の使用の許可	
<p>(利用の許可)</p> <p>第3条 公の施設を利用しようとする者は、知事の許可を受けるものとする。</p> <p>愛媛県立衛生環境研究所管理条例</p> <p>(研究所の利用)</p> <p>第2条 本県居住者は、この条例の定めるところにより、保健衛生に関する試験、検査、鑑定、調査及び研究(以下「試験等」という。)の依頼のため研究所を利用することができる。</p> <p>2 知事は、特別の事由があると認めるときは、本県居住者以外の者にも研究所を利用させることができる。</p> <p>3 知事は、適当と認める者に対し、研究所の研究室、会議室及びその他の施設を使用させることができる。</p> <p>(使用の制限及び許可の取消)</p> <p>第5条 知事は、次の各号の一に該当する場合には、第2条の依頼に応ぜず又は使用を許可せず若しくはその許可を取消することができる。</p> <p>(1) 試験等の施行上危害の生ずるおそれがあるとき又は施行が困難若しくは不可能なとき。</p> <p>(2) 建物並びに附属物をき損し又はき損するおそれがあるとき若しくは管理上支障をきたすおそれがあるとき。</p> <p>(3) この条例に基く指示に違反したとき。</p> <p>(4) その他知事が研究所の運営上必要と認めるとき。</p>						